



2025 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ オ パ レ ス 2 1
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 尾 文 也
(コード番号 8848 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 竹 倉 慎 二
(TEL 050-2016-2907)

(開示事項の経過) 当社に対する訴訟の判決（控訴審）に関するお知らせ

当社が、2022 年 5 月 31 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしております通り、天草運送株式会社（以下「天草」という）から提訴されておりました債務不存在確認等請求について 2025 年 5 月 27 日付で東京高等裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本判決の言い渡しのあった裁判所及び年月日

裁判所 東京高等裁判所
判決日 2025 年 5 月 27 日

2. 訴訟の経緯

当社は、天草との間で、1989 年 4 月 1 日付で、当社を貸主とし天草を借主とする 2 億 5,000 万円の金銭消費貸借契約を締結し、数度にわたる期限延長の変更合意を経て、2012 年 2 月 10 日付債務承認書で、天草が 1 億 1,917 万 4,865 円及びこれに対する 2012 年 1 月 1 日以降支払いを終えるまで年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に対して負担していることを確認しました。その後、天草が国税局から当社に対する売掛金の差押えを受けたことから、当社は、2012 年 2 月分と 3 月分の天草に対する買掛債務 4,850 万 3,922 円と上記貸付金を対当額で相殺しました。

天草は、当該貸付金は架空であることを理由として、当社に対して提出した債務承認書に基づく債務が不存在であることの確認を求めるとともに、当社の上記相殺は無効であるとして、上記売掛金の支払いを請求しているものです。対して当社は、天草に対し、貸付金及び遅延損害金の支払を求め反訴しました。

これに対し、東京地方裁判所は、上記貸付金が架空の債権であるという天草の主張を認めず、他方で、上記貸付金及び上記売掛金債権はいずれも時効によって消滅していると判断いたしました。

天草は上記判決を不服として控訴を提起し、これを受けて当社も附帯控訴を提起しました。

これに対し、東京高等裁判所は、下記 3 記載の内容の判決を言い渡しました。

3. 判決の内容（要旨）

東京高等裁判所は、当社の附帯控訴を受けて、原判決を一部変更して天草の債務不存在確認請求を全て却下するとともに、他方で原判決と同様に、上記貸付金が架空の債権であるという天草の主張を認めず、また上記貸付金及び上記売掛金債権はいずれも時効によって消滅していると判断して、その余の控訴及び附帯控訴は棄却いたしました。

4. 今後の見通し

本判決による、当社業績への影響はございません。

本判決について、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上